

- (19) 今後の水防について考慮を要する点その他の水防管理者の所見
- (20) 堤防その他の施設について緊急工事を必要とするときは、その場所及びその損傷の状況
- (21) 水防に要した経費
- (22) その他必要な事項

2 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なくその状況を**附表－19**（第1号様式）により所管の土木センター・土木事務所及び国土交通省関係事務所に報告しなければならない。

土木センター（事務所）所長は、管内で水防活動を行っている場合には、**附表－19**（第1号様式）を作成し、水防管理団体から提出されたものとあわせて取りまとめ、**附表－19**（様式第2号）により水防本部に報告しなければならない。

水防本部長は、当該報告について保管するとともに、国（北陸地方整備局）に報告しなければならない。

なお、水防活動時及び被害状況写真の撮影については、安全配慮に十分留意した上で、可能な限り行うものとする。

第7章 協 力 ・ 応 援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、その業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動における河川管理者の協力が必要な事項として、次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項(例)＞

- (1) 河川に関する情報を提供すること。
- (2) 重要水防箇所の手合同点検を実施すること。
（合同点検には水防団等も参加するなど、水防団との重要水防箇所にかかる情報共有を図ることが望ましい。）
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、備蓄資器材又は応急復旧資器材を貸与すること。
- (5) 水防管理団体又は水防協力団体の人材で不足するような緊急事態において、水防活動の記録及び広報を行うこと。

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者（富山県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項(例)＞

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供すること。

下水道管理者（市町村長及び事務組合の長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜下水道管理者の協力が必要な事項(例)＞

- (1) 下水道に関する情報を提供すること。
- (2) 氾濫が想定される地点を事前に提示すること。
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加すること。
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態において、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材を提供すること。

第3節 居住者等の協力

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

第4節 隣接県との協力

境川、朝日町海岸及び旧青海町海岸の洪水又は高潮の際の水防事務においては、相互に雨量、水位等の観測、通報に協力し、又は資材等を相互に応援融通することにより、当該地域の水害の軽減、防止に努めるものとする。

これに係る富山、新潟両県の協定は、**附表－20**のとおりである。（法第7条第4項）

第5節 水防管理団体相互の協力

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、その求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、水防については応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。（法第23条）

隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、あらかじめ相互協定を締結しなければならない。

第6節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議するものとする。

第7節 自衛隊の派遣要請

人命及び財産に重大なる影響をもたらす水防非常事態が発生又は予想され、自衛隊の出動を待つ他にこれを防衛することができないようなときは、富山県知事が自衛隊の災害派遣を要請し、水防作業を行うものとする。

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、富山県

地域防災計画に定めるところにより、富山県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。
派遣要請の要求にあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第8節 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、富山県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、**附表一21**を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の指定の申請があったときは、これにより指定する。また、指定の際は、あわせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、**附表一21**を参考に活動実施要領を作成し、その内容を水防管理団体の水防計画に規定する。